

地域防災計画 震災対策編 新旧対照表

第1部 総則

頁	修正後内容	旧内容	理由等
1	<p>第1章 計画の方針 第2節 計画の基本計画 2 自主防災体制の確立 (略) 男女双方の視点に加え、多様な性的指向・<u>ジェンダーアイデンティティ</u>に配慮した防災を進めるため、防災現場における多様な人々の参画拡大に留意する。 (略) (記載場所変更)</p> <p><u>6</u> SDGsの観点を踏まえた施策の推進</p>	<p>第1章 計画の方針 第2節 計画の基本計画 2 自主防災体制の確立 (略) 男女双方の視点に加え、多様な性的指向・<u>性自認</u>に配慮した防災を進めるため、防災現場における多様な人々の参画拡大に留意する。 (略) 6 新型コロナウイルス感染症を踏まえた防災対策 <u>新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ</u>、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要があることから、市は、「新型コロナウイルス感染症対策のための避難所運営ガイドライン【避難所運営実務者向け】(滋賀県作成)」等を参考に、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、適切な空間の確保等の感染症対策に取り組むこととする。市は、県と連携の下、自宅療養者の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行い、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報提供を行う。</p> <p><u>7</u> SDGsの観点を踏まえた施策の推進</p>	<p>県計画と整合性をはかるため</p> <p>第4部 災害復旧計画 第4章 災害救助保護計画 第2節 避難救出計画 3 避難所の運営へ記載場所変更</p>
9	<p>第2章 各機関の実施責任と処理すべき業務の大綱 第2節 処理すべき事務または業務の大綱 7 指定公共機関 (2) <u>NTT西日本(株)</u>(滋賀支店)(以下「NTT西日本」という)</p>	<p>第2章 各機関の実施責任と処理すべき業務の大綱 第2節 処理すべき事務または業務の大綱 7 指定公共機関 (2) <u>西日本電信電話(株)</u>(滋賀支店)(以下「NTT西日本」という)</p>	<p>【NTT西日本(株)】組織改編による修正</p>

地域防災計画 震災対策編 新旧対照表

第2部 市の概況と防災対策の推進方向

頁	修正後内容	旧内容	理由等
18	<p>第2章 草津市の社会的条件</p> <p>第5節 道路・交通量</p> <p>本市は交通の要衝の地にあり、広域幹線道路として名神高速道路、国道1号が、市域の東部を南北に、JR東海道本線、同新幹線と併走しており、また湖岸寄りには主要地方道大津守山近江八幡線、<u>大津草津線および草津守山線</u>が通っている。</p>	<p>第2章 草津市の社会的条件</p> <p>第5節 道路・交通量</p> <p>本市は交通の要衝の地にあり、広域幹線道路として名神高速道路、国道1号が、市域の東部を南北に、JR東海道本線、同新幹線と併走しており、また湖岸寄りには主要地方道大津守山近江八幡線<u>および主要地方道</u>草津守山線が通っている。</p>	<p>【滋賀県】県道同士の接続箇所が草津市内に存在するため</p>
19	<p>第7節 消防水利施設と消防団の現状</p> <p>消防水利についてみると、<u>令和7年</u>4月1日現在、防火水槽は617基、消火栓は<u>2,551</u>基整備されている。 (<u>R7年</u>消防年報（湖南広域消防局発行）による)</p> <p>市の消防団は1団(9分団、条例定員数274人)であり、<u>令和7年</u>4月1日現在の充足率は<u>87%(239人)</u>であり、就業形態別団員の構成は被用者が大半を占めている。</p>	<p>第7節 消防水利施設と消防団の現状</p> <p>消防水利についてみると、<u>令和5年</u>4月1日現在、防火水槽は609基、消火栓は<u>2,514</u>基整備されている。 (<u>R5年</u>消防年報（湖南広域消防局発行）による)</p> <p>市の消防団は1団(9分団、条例定員数274人)であり、<u>令和5年</u>4月1日現在の充足率は<u>83%(228人)</u>であり、就業形態別団員の構成は被用者が大半を占めている。</p>	<p>時点修正</p>
23	<p>第4章 土地利用の変遷の検討</p> <p>第1節 土地利用の変遷</p> <p>8 現在 (略)</p> <p>平成20年には新名神高速道路への連絡道路が開通し、草津田上インターチェンジが設置された。 <u>令和7年には都市計画道路山手幹線の草津市域の道路が全線開通した。</u></p>	<p>第4章 土地利用の変遷の検討</p> <p>第1節 土地利用の変遷</p> <p>8 現在 (略)</p> <p>平成20年には新名神高速道路への連絡道路が開通し、草津田上インターチェンジが設置された。</p>	<p>【滋賀県】情報の更新</p>

地域防災計画 震災対策編 新旧対照表

第3部 災害予防計画

頁	修正後内容	旧内容	理由等
32	<p>第1章 防災知識普及計画</p> <p>第1節 防災知識普及計画</p> <p>第2 事業計画</p> <p>(略)</p> <p>(10) 言い伝えや教訓の伝承</p> <p>市は、大規模災害に関する調査分析結果、映像、石碑やモニュメント等自然災害伝承碑を含めた各種資料の収集、保存、公開等により、市民が災害の教訓を伝承する取組を支援する。</p>	<p>第1章 防災知識普及計画</p> <p>第1節 防災知識普及計画</p> <p>第2 事業計画</p> <p>(略)</p> <p>(10) 言い伝えや教訓の伝承</p> <p>市は、大規模災害に関する調査分析結果、映像、石碑やモニュメントを含めた各種資料の収集、保存、公開等により、市民が災害の教訓を伝承する取組を支援する。</p>	<p>県計画と整合性をはかるため</p>
37	<p>第2章 通信放送施設災害予防計画</p> <p>第3 事業計画</p> <p>1 市防災行政無線</p> <p>(1) 移動系無線の整備</p> <p>広域消防局に無線機を設置するほか、<u>広域避難所</u>をはじめ各部署、防災関連機関等の無線機<u>を設置している。</u></p> <p>(略)</p> <p>3 一般通信施設 (<u>NTT西日本(株)</u>滋賀支店)</p>	<p>第2章 通信放送施設災害予防計画</p> <p>第3 事業計画</p> <p>1 市防災行政無線</p> <p>(1) 移動系無線の整備</p> <p>広域消防局に無線機を設置するほか、<u>前線基地</u>をはじめ各部署、防災関連機関等の無線機<u>の再配置について検討する。</u></p> <p>(略)</p> <p>3 一般通信施設 (<u>西日本電信電話(株)</u>滋賀支店)</p>	<p>避難対策部の再編成による</p> <p>時点修正</p> <p>【NTT西日本(株)組織改編による修正</p>
40	<p>第4章 災害に強いまちづくり計画</p> <p>第2節 市街地開発事業等計画</p> <p>3 土地区画整理事業の促進</p> <p>(略)</p> <p>(削除)</p>	<p>第4章 災害に強いまちづくり計画</p> <p>第2節 市街地開発事業等計画</p> <p>3 土地区画整理事業の促進</p> <p>(略)</p> <p><u>南草津プリムタウン土地区画整理事業</u></p> <p><u>地域</u> : 南笠町、野路町、矢橋町の一部、面積約 32.3ha</p> <p><u>計画期間</u> : 平成 27 年度～令和 5 年度 (予定)</p> <p><u>事業計画作成</u> : 平成 27 年度</p> <p><u>組合設立</u> : 平成 27 年度</p>	<p>【仮設住宅・建築班】事業完了のため</p>

地域防災計画 震災対策編 新旧対照表

第3部 災害予防計画

頁	修正後内容	旧内容	理由等
		工事期間 : 平成29年度～令和3年度	
45	<p>第5章 防災救助施設等整備計画</p> <p>第2節 救助施設等整備計画</p> <p>第2 現況</p> <p>市コミュニティ防災センターにおいて、避難救出救護用資機材等の整備を行っている。</p> <p>また、市内 <u>29</u>ヶ所に防災拠点として防災備蓄倉庫を設置し、備蓄食糧等避難救援用資機材、避難救出救護用資機材を備蓄している。</p> <p>第3 事業計画</p> <p>コミュニティ防災センター・<u>教育研究所</u>・<u>広域避難所</u>・弾正公園に定数を定め、備蓄食糧等避難救援用資機材、避難救出救護用資機材を備蓄する。また、平成27年1月防災アセスメントに基づく避難者等の増加に対応するため、広域避難所に必要な備蓄資機材を計画的に配備する。</p>	<p>第5章 防災救助施設等整備計画</p> <p>第2節 救助施設等整備計画</p> <p>第2 現況</p> <p>市コミュニティ防災センターにおいて、避難救出救護用資機材等の整備を行っている。</p> <p>また、市内 <u>23</u>ヶ所に防災拠点として防災備蓄倉庫を設置し、備蓄食糧等避難救援用資機材、避難救出救護用資機材を備蓄している。</p> <p>第3 事業計画</p> <p>コミュニティ防災センター・<u>前線基地</u>・<u>サテライト基地</u>・弾正公園・<u>くさつシティアリーナ</u>に定数を定め、備蓄食糧等避難救援用資機材、避難救出救護用資機材を備蓄する。また、平成27年1月防災アセスメントに基づく避難者等の増加に対応するため、広域避難所に必要な備蓄資機材を計画的に配備する。</p>	<p>時点修正</p> <p>避難対策部の再編成による</p>
53	<p>第9章 自主防災組織整備計画</p> <p>第1 計画方針</p> <p>2 自主防災組織の必要性の啓発と指導</p> <p>(略)</p> <p><u>また、市は、県と協力し、リーダー育成のための講習会を開催する。その際、講習内容を男女共同参画の視点を取り入れたものとするとともに、女性リーダーの育成および男性リーダーの理解促進につながるよう配慮する。なお、自主防災活動に多様な意見が反映されるための手段の一つとして、自主防災組織の責任者又</u></p>	<p>第9章 自主防災組織整備計画</p> <p>第1 計画方針</p> <p>2 自主防災組織の必要性の啓発と指導</p> <p>(略)</p> <p><u>この際、組織の核となるリーダーに対して県と協力して講習会、研修を実施することにより、これらの組織の日常化、訓練実施の促進、女性参画の促進に努めるものとする。</u></p>	<p>県計画と整合性をはかるため</p>

地域防災計画 震災対策編 新旧対照表

第3部 災害予防計画

頁	修正後内容	旧内容	理由等
	<p><u>は副責任者への女性の登用や、防災委員等役員への女性の配置など、女性の参画が促進されるようにする。仕事別の班分けにあたっては、各班に男女とも配置し、作業が性別により偏らないようにする。</u></p>		
63	<p>第15章 物資の確保と緊急輸送体制の整備 (略)</p> <p>さらに、市および県は、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設するとともに、<u>効率的な運営</u>ができるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。</p>	<p>第15章 物資の確保と緊急輸送体制の整備 (略)</p> <p>さらに、市および県は、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。</p>	<p>県計画と整合性をはかるため</p>

地域防災計画 震災対策編 新旧対照表

第4部 災害応急対策計画

頁	修正後内容	旧内容	理由等																														
65	<p>第1章 防災組織整備計画 第1節 組織計画 第2 地震災害発生時の活動体制 1 地震災害時の配備体制 (略)</p> <table border="1" data-bbox="237 571 1041 1217"> <thead> <tr> <th>配備区分</th> <th>配備内容</th> <th>配備人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震警戒 1号体制</td> <td>市の地域に震度4の地震が発生した場合、災害に関する情報収集および県との情報交換を行う態勢</td> <td>防災担当職員</td> </tr> <tr> <td>地震警戒 2号体制</td> <td>市の地域に震度5弱の地震が発生した場合又は、気象庁より南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合、災害に関する情報収集および応急対策を準備する態勢</td> <td>各班長以上の職員(消防班除く)、<u>各広域避難所リーダーおよびサブリーダー</u>、初動特別支援要員</td> </tr> <tr> <td>災害警戒 本部</td> <td>市の地域に震度5強の地震が発生した場合又は、気象庁より南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合、災害に関する警戒もしくは小規模の応急対策を実施する態勢</td> <td>職員全員</td> </tr> <tr> <td>災害対策 本部</td> <td>市の地域に震度6弱以上または長周期地震動階級4の地震が発生した場合、市が全力をあげて防災活動を実施する態勢</td> <td>職員全員</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>2 災害対策本部等の設置および廃止 (5) 初動特別支援要員 (4) 配置職員 災害発生初期よりも状況が沈静化してからの時期に活動重点が</p>	配備区分	配備内容	配備人員	地震警戒 1号体制	市の地域に震度4の地震が発生した場合、災害に関する情報収集および県との情報交換を行う態勢	防災担当職員	地震警戒 2号体制	市の地域に震度5弱の地震が発生した場合又は、気象庁より南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合、災害に関する情報収集および応急対策を準備する態勢	各班長以上の職員(消防班除く)、 <u>各広域避難所リーダーおよびサブリーダー</u> 、初動特別支援要員	災害警戒 本部	市の地域に震度5強の地震が発生した場合又は、気象庁より南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合、災害に関する警戒もしくは小規模の応急対策を実施する態勢	職員全員	災害対策 本部	市の地域に震度6弱以上または長周期地震動階級4の地震が発生した場合、市が全力をあげて防災活動を実施する態勢	職員全員	<p>第1章 防災組織整備計画 第1節 組織計画 第2 地震災害発生時の活動体制 1 地震災害時の配備体制 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1088 571 1892 1217"> <thead> <tr> <th>配備区分</th> <th>配備内容</th> <th>配備人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震警戒 1号体制</td> <td>市の地域に震度4の地震が発生した場合、災害に関する情報収集および県との情報交換を行う態勢</td> <td>防災担当職員</td> </tr> <tr> <td>地震警戒 2号体制</td> <td>市の地域に震度5弱の地震が発生した場合又は、気象庁より南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合、災害に関する情報収集および応急対策を準備する態勢</td> <td>各班長以上の職員(消防班除く)、<u>前線基地班</u>、初動特別支援要員および本庁舎近隣の職員</td> </tr> <tr> <td>災害警戒 本部</td> <td>市の地域に震度5強の地震が発生した場合又は、気象庁より南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合、災害に関する警戒もしくは小規模の応急対策を実施する態勢</td> <td>職員全員</td> </tr> <tr> <td>災害対策 本部</td> <td>市の地域に震度6弱以上または長周期地震動階級4の地震が発生した場合、市が全力をあげて防災活動を実施する態勢</td> <td>職員全員</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>2 災害対策本部等の設置および廃止 (5) 初動特別支援要員 (4) 配置職員 <u>庁舎周辺に居住する職員を基本とし</u>、災害発生初期よりも状況が</p>	配備区分	配備内容	配備人員	地震警戒 1号体制	市の地域に震度4の地震が発生した場合、災害に関する情報収集および県との情報交換を行う態勢	防災担当職員	地震警戒 2号体制	市の地域に震度5弱の地震が発生した場合又は、気象庁より南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合、災害に関する情報収集および応急対策を準備する態勢	各班長以上の職員(消防班除く)、 <u>前線基地班</u> 、初動特別支援要員および本庁舎近隣の職員	災害警戒 本部	市の地域に震度5強の地震が発生した場合又は、気象庁より南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合、災害に関する警戒もしくは小規模の応急対策を実施する態勢	職員全員	災害対策 本部	市の地域に震度6弱以上または長周期地震動階級4の地震が発生した場合、市が全力をあげて防災活動を実施する態勢	職員全員	<p>避難対策部の再編成による</p>
配備区分	配備内容	配備人員																															
地震警戒 1号体制	市の地域に震度4の地震が発生した場合、災害に関する情報収集および県との情報交換を行う態勢	防災担当職員																															
地震警戒 2号体制	市の地域に震度5弱の地震が発生した場合又は、気象庁より南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合、災害に関する情報収集および応急対策を準備する態勢	各班長以上の職員(消防班除く)、 <u>各広域避難所リーダーおよびサブリーダー</u> 、初動特別支援要員																															
災害警戒 本部	市の地域に震度5強の地震が発生した場合又は、気象庁より南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合、災害に関する警戒もしくは小規模の応急対策を実施する態勢	職員全員																															
災害対策 本部	市の地域に震度6弱以上または長周期地震動階級4の地震が発生した場合、市が全力をあげて防災活動を実施する態勢	職員全員																															
配備区分	配備内容	配備人員																															
地震警戒 1号体制	市の地域に震度4の地震が発生した場合、災害に関する情報収集および県との情報交換を行う態勢	防災担当職員																															
地震警戒 2号体制	市の地域に震度5弱の地震が発生した場合又は、気象庁より南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合、災害に関する情報収集および応急対策を準備する態勢	各班長以上の職員(消防班除く)、 <u>前線基地班</u> 、初動特別支援要員および本庁舎近隣の職員																															
災害警戒 本部	市の地域に震度5強の地震が発生した場合又は、気象庁より南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合、災害に関する警戒もしくは小規模の応急対策を実施する態勢	職員全員																															
災害対策 本部	市の地域に震度6弱以上または長周期地震動階級4の地震が発生した場合、市が全力をあげて防災活動を実施する態勢	職員全員																															

地域防災計画 震災対策編 新旧対照表

第4部 災害応急対策計画

<p>置かれる所管の部、班の職員を配置する。 なお、人事異動により配置職員が災害初期活動時において、直接指揮をとる部署へ配置された場合は、その都度配置換えを行う。</p> <p>(略)</p> <p><u>(6) 避難所立ち上げにかかる初動体制</u></p> <p><u>ア 初動体制</u></p> <p><u>(ア) 避難所の立ち上げに当たっては、避難対策部に属する避難所班および避難所班応援要員が初動対応を行う。</u></p> <p><u>(イ) 市内を東西南北に4分割し、避難対策部の副部長級職員をエリアマネージャー、課長級職員をサブエリアマネージャーとして配置する。避難対策部長は、各エリアの全体調整を行う。</u></p> <p><u>(ウ) 避難所が開設された際のローテーション、広域避難所間の職員の異動はエリアマネージャーが行うものとする。</u></p> <p><u>イ 配置職員</u></p> <p><u>(ア) 広域避難所ごとに8名程度の職員を割り振る。</u></p> <p><u>(イ) 避難所班の職員のみでは広域避難所に割り振る人数が不足する場合は、他の班から避難所班応援要員を指名する。</u></p> <p><u>(ウ) 災害初期における職務の重要度に応じて各班から避難所班応援要員に動員するものとする。</u></p> <p><u>(エ) 各広域避難所にリーダー、サブリーダーを配置する。リーダーおよびサブリーダーは、広域避難所近郊に居住する職員をもって充てる。</u></p> <p><u>(オ) 班員は、住所地に関わらず充てるが、半数程度は近郊に居住する職員をもって充てる。</u></p> <p><u>(カ) 保育士等は、施設長を除き避難所に充てるが、発災後、保</u></p>	<p>沈静化してからの時期に活動重点が置かれる所管の部、班の職員を配置する。 なお、人事異動により配置職員が災害初期活動時において、直接指揮をとる部署へ配置された場合は、その都度配置換えを行う。</p> <p>(略)</p> <p><u>(6) 避難対策部前線基地班</u></p> <p><u>ア 前線基地班の組織</u></p> <p><u>前線基地班の組織は、避難対策部に属するものとする。</u></p> <p><u>イ 前線基地および管轄区域等</u></p> <p><u>(ア) 前線基地</u></p> <p><u>a 草津第二小学校</u></p> <p><u>b 玉川小学校</u></p> <p><u>c 老上小学校</u></p> <p><u>d 笠縫小学校</u></p> <p><u>(イ) 管轄区域</u></p> <p><u>a JR東海道本線以東から草津川(放水路)以北の区域については、草津第二小学校を拠点として各避難所の統括を行い、本部の避難所班と連絡調整を行う。</u></p> <p><u>b JR東海道本線以東から草津川(放水路)以南の区域については、玉川小学校を拠点として各避難所の統括を行い、本部の避難所班と連絡調整を行う。</u></p> <p><u>c JR東海道本線以西から旧草津川以南の区域については、老上小学校を拠点として各避難所の統括を行い、本部の避難所班と連絡調整を行う。</u></p> <p><u>d JR東海道本線以西から旧草津川以北の区域については、笠縫小学校を拠点として各避難所の統括を行い、本部の避難所</u></p>	
---	--	--

地域防災計画 震災対策編 新旧対照表

第4部 災害応急対策計画

<p><u>育施設等の運営が可能な場合は、参集不要とする。</u></p> <p><u>(キ) 建設部職員は各広域避難所への複数配置はしないものとする。</u></p> <p><u>(ク) 保健師、土木技師、建築技師、電気技師、機械技師は、避難所班応援要員に充てないものとする。</u></p> <p><u>(ケ) エリアマネージャー、サブエリアマネージャーは避難対策部、広域避難所に割り振る職員は総括班が指名するものとする。</u></p> <p><u>ウ 広域避難所に割り当てられた避難所班および避難所応援要員の任務分担</u></p> <p><u>市長等が避難の指示を行い、避難所開設を決定した場合は、指定された広域避難所へ速やかに集合し、避難所の立ち上げを行い、被災者の収容、世話および物資の配給等救援活動の指示を行うものとする。なお、震度5弱の地震が発生した場合はリーダーおよびサブリーダー、震度5強以上の地震が発生した場合は全員出動する。</u></p> <p><u>なお、避難所班応援要員は、避難所の運営が軌道に乗り次第（概ね3日を想定）、所属する課が担当する班に復帰する。</u></p> <p><u>エ 広域避難所のエリア割</u></p> <p><u>(ア) 北エリア</u></p> <p><u>常盤小学校、笠縫小学校、松原中学校、総合体育館、くさつシティアリーナ、笠縫東小学校、新堂中学校</u></p> <p><u>(イ) 西エリア</u></p> <p><u>山田小学校、草津高等学校、武道館、ふれあい体育館、老上小学校、老上中学校、光泉中・光泉高等学校、老上西小学校、草津看護専門学校</u></p> <p><u>(ウ) 南エリア</u></p>	<p><u>班と連絡調整を行う。</u></p> <p><u>(ウ) サテライト基地</u></p> <p><u>前線基地を補完するため、前線基地に指定していない広域避難所にサテライト基地を設置する。</u></p> <p><u>(エ) 前線基地等の機能</u></p> <p><u>前線基地には飲料水兼用防火水槽および防災備蓄倉庫を、サテライト基地には防災備蓄倉庫を設置し、チェーンソー等救助資機材、浄水装置・備蓄食糧等救援資機材を備蓄する。</u></p> <p><u>災害時には、前線基地とサテライト基地の防災資機材を活用し、迅速に救助・救援活動を実施する。</u></p> <p><u>ウ 前線基地班の任務分担および配置職員</u></p> <p><u>前線基地班は、市長等が避難の指示を行い、避難所開設を決定した場合は、指定された前線基地等へ速やかに集合し、班長の指示を受け、各避難所への被災者の収容、世話および物資の配給等救援活動の指示を行うものとする。なお、震度5弱以上の地震が発生した場合は自主的に集合する。</u></p> <p><u>また、本部との連絡は、前線基地等に設置してある防災行政無線により行う。</u></p> <p><u>(ア) 任務分担</u></p> <p><u>a 各避難所との連絡調整に関すること。</u></p> <p><u>b 本部の避難所班との連絡調整に関すること。</u></p> <p><u>c 被災者の収容、世話に関すること。</u></p> <p><u>d 物資等の配給に関すること。</u></p> <p><u>e 炊き出しの調整に関すること。</u></p> <p><u>f 避難者名簿の作成に関すること</u></p> <p><u>(イ) 職員配置</u></p>	
--	--	--

地域防災計画 震災対策編 新旧対照表

第4部 災害応急対策計画

	<p><u>志津小学校、高穂中学校、高等技術専門学校草津校舎（テクノカレッジ草津）</u></p> <p><u>志津南小学校、玉川小学校、玉川中学校、玉川高等学校、草津クレアホール、南笠東小学校</u></p> <p><u>(エ) 東エリア</u></p> <p><u>草津小学校、草津中学校、湖南農高高等学校、草津第二小学校、草津市立プール、渋川小学校、草津東高等学校、綾羽高等学校、矢倉小学校</u></p> <p><u>オ 施設管理者の役割</u></p> <p><u>広域避難所を開設する必要がある場合または市内において震度5弱以上の地震が発生した場合は、市職員を派遣するので、広域避難所が開設される場合は協力すること。ただし、開館時間内である場合、市の職員が派遣されるまでの対応は、市の指示のもと、可能な範囲において行うこと。</u></p> <p><u>閉館時間において、震度5強以上の地震が発生した場合には、出勤可能な職員は自主的に出勤を行い、市職員と協力して必要に応じて避難所を開設を行うこと。</u></p>	<p><u>a 前線基地の周辺に居住する職員を基本とし、災害発生初期よりも状況が沈静化してからの時期に活動重点が置かれる所管の部、班の職員を配置する。</u></p> <p><u>b 各前線基地に班長1名、副班長2～4名および班員10～20名を配置するものとする。</u></p> <p><u>なお、班長、副班長については、人事異動により配置職員が災害初期活動時において、直接指揮をとる部署へ配置された場合は、そのつど配置替えを行う。</u></p>	
69	<p>第1章 防災組織整備計画</p> <p>第2節 動員計画</p> <p>第1 動員態勢</p> <p>1 地震発生初期の措置</p> <p>(略)</p> <p>ウ 前項に掲げる以外の職員については、市の地域で震度5弱の地震が発生した場合、各班の班長以上の職員（消防班を除く）は自主登庁し、震度5強以上の地震が発生した場合は、全職員が自主登庁し各部、班の災害応急対策活動にあたるものとする。</p>	<p>第1章 防災組織整備計画</p> <p>第2節 動員計画</p> <p>第1 動員態勢</p> <p>1 地震発生初期の措置</p> <p>(略)</p> <p>ウ 前項に掲げる以外の職員については、市の地域で概ね震度5弱の地震が発生した場合、各班の班長以上の職員（消防班を除く）は自主登庁し、震度5強以上の地震が発生した場合は、全職員が自主登庁し各部、班の災害応急対策活動にあたるものとする。</p>	避難対策部の再編成による

地域防災計画 震災対策編 新旧対照表

第4部 災害応急対策計画

<p>なお、<u>広域避難所に割り当てられた避難所班および避難所応援要員</u>、初動特別支援要員の配置職員については、市の地域で震度5弱以上の地震が発生した場合は、あらかじめ定められた任務分担に基づき災害活動にあたるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 動員方法</p> <p>(1) 動員系統</p> <p>職員の動員態勢は震度階により自動的に決定するが、災害の状況により本部長の配備決定に基づき、伝達するものとする。</p> <p>(2) 動員の伝達方法</p> <p>ア 勤務時間内の場合</p> <p>各部長は、本部の配備決定についての伝達を受けたときには、各班長を通じ班員に伝達するものとし、伝達を受けた各班は速やかに配備体制を整えるものとする。</p> <p>また、<u>広域避難所に割り当てられた避難所班および避難所応援要員</u>については、あらかじめ定められた任務分担に基づき災害活動にあたるものとする。ただし、保育所・こども園勤務者は、保育所・こども園において教育・保育している児童・幼児等をそれぞれの保護者等に引き渡したのち、<u>各広域避難所</u>に赴くものとする。</p> <p>なお、勤務時間内に配備が決定された場合の伝達は、庁内放送をもってかえることができる。</p> <p>イ 勤務時間外の場合</p> <p>勤務時間外における動員の伝達方法は、一般加入電話・携帯電話・職員向け緊急連絡メールにより行うものとするが、地震災害時は携帯電話やNTT回線が多々不通となることから、各班の班長以上の職員、初動特別支援要員の配置職員は震度5弱以上の地震が発生した</p>	<p>なお、<u>前線基地班および</u>初動特別支援要員の配置職員については、市の地域で震度5弱以上の地震が発生した場合は、あらかじめ定められた任務分担に基づき災害活動にあたるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 動員方法</p> <p>(1) 動員系統</p> <p>職員の動員態勢は震度階により自動的に決定するが、災害の状況により本部長の配備決定に基づき、伝達するものとする。</p> <p>(2) 動員の伝達方法</p> <p>ア 勤務時間内の場合</p> <p>各部長は、本部の配備決定についての伝達を受けたときには、各班長を通じ班員に伝達するものとし、伝達を受けた各班は速やかに配備体制を整えるものとする。</p> <p>また、<u>前線基地班の職員</u>については、あらかじめ定められた任務分担に基づき災害活動にあたるものとする。ただし、保育所・こども園勤務者は、保育所・こども園において教育・保育している児童・幼児等をそれぞれの保護者等に引き渡したのち、<u>前線基地班</u>に赴くものとする。</p> <p>なお、勤務時間内に配備が決定された場合の伝達は、庁内放送をもってかえることができる。</p> <p>イ 勤務時間外の場合</p> <p>勤務時間外における動員の伝達方法は、一般加入電話・携帯電話・職員向け緊急連絡メールにより行うものとするが、地震災害時は携帯電話やNTT回線が多々不通となることから、各班の班長以上の職員、<u>前線基地班および</u>初動特別支援要員の配置職員は<u>概ね</u>震度5弱</p>
--	--

地域防災計画 震災対策編 新旧対照表

第4部 災害応急対策計画

<p>ときは、自主登庁する。</p> <p><u>また、広域避難所に割り当てられた避難所班および避難所応援要員については、あらかじめ定められた任務分担に基づき災害活動にあたるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第2 災害発生時の本部および各部班の活動</p> <p>市の地域に地震災害が発生した場合は、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、その活動体制に万全を期すものとし、災害復旧活動にあたるものとする。</p> <p>1 警戒本部の活動</p> <p>(1) 警戒本部が設置された場合の各班の活動は、速やかに被害調査および情報収集を行い、本部長は災害対策本部を設置するか否かについて決定を行う。</p> <p>なお、各部班については、警戒本部から災害対策本部に切り替えられた場合、直ちに災害応急対策が実施できるよう態勢を整えておくものとする。</p> <p>(2) 警戒本部設置時における各班の主な活動内容は次のとおりとする。</p> <p>ア 初動特別支援要員および<u>広域避難所に割り当てられた避難所班および避難所応援要員</u>は各班長の指示に従い、あらかじめ定められた任務分担により活動を行う。</p> <p>イ <u>広域避難所に割り当てられた避難所班および避難所応援要員</u>は各<u>広域避難所</u>へ参集し、避難所の開設状況および被災者の状況等について<u>避難対策部</u>へ逐次報告を行う。</p> <p>ウ 各班の班長は、職員の出勤状況と災害情報の収集を行い各部長へ報告を行う。</p>	<p>以上の地震が発生したときは、自主登庁する。</p> <p>(略)</p> <p>第2 災害発生時の本部および各部班の活動</p> <p>市の地域に地震災害が発生した場合は、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、その活動体制に万全を期すものとし、災害復旧活動にあたるものとする。</p> <p>1 警戒本部の活動</p> <p>(1) 警戒本部が設置された場合の各班の活動は、速やかに被害調査および情報収集を行い、本部長は災害対策本部を設置するか否かについて決定を行う。</p> <p>なお、各部班については、警戒本部から災害対策本部に切り替えられた場合、直ちに災害応急対策が実施できるよう態勢を整えておくものとする。</p> <p>(2) 警戒本部設置時における各班の主な活動内容は次のとおりとする。</p> <p>ア 初動特別支援要員および<u>前線基地班</u>は各班長の指示に従い、あらかじめ定められた任務分担により活動を行う。</p> <p>イ <u>前線基地班</u>は<u>市内4箇所の前線基地等</u>へ参集し、<u>管轄区域の各避難所の開設状況および被災者の状況等</u>について<u>本部避難所班</u>へ逐次報告を行う。</p> <p>ウ 各班の班長は、職員の出勤状況と災害情報の収集を行い各部長へ報告を行う。</p>	
--	--	--

地域防災計画 震災対策編 新旧対照表

第4部 災害応急対策計画

73	<p>第2章 災害情報通信・伝達計画</p> <p>第1節 災害情報通信計画</p> <p>第2 計画内容</p> <p>2 災害情報の収集</p> <p>(4) 市民</p> <p>市民は、<u>学区災害対策本部</u>を通じ被害状況を直ちに市（本部）に通報するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 災害広報計画</p> <p>第2 計画内容</p> <p>(略)</p> <p>2 防災関係機関における広報</p> <p>(略)</p> <p>(4) <u>NTT西日本(株)</u>滋賀支店</p>	<p>第2章 災害情報通信・伝達計画</p> <p>第1節 災害情報通信計画</p> <p>第2 計画内容</p> <p>2 災害情報の収集</p> <p>(4) 市民</p> <p>市民は、<u>町内会長</u>を通じ被害状況を直ちに市（本部）に通報するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 災害広報計画</p> <p>第2 計画内容</p> <p>(略)</p> <p>2 防災関係機関における広報</p> <p>(略)</p> <p>(4) <u>西日本電信電話(株)</u>滋賀支店</p>	<p>各学区地区防災計画と整合性をあわせるため</p>
81	<p>第3章 消防計画</p> <p>第2 消防職員の自主応召および非常応召基準</p> <p>消防職員の非常召集基準は次のとおりである。</p> <p>湖南広域消防局非常災害警備計画（地震災害・風水害編）に基づく消防職員の非常召集基準</p>	<p>第3章 消防計画</p> <p>第2 消防職員の自主応召および非常応召基準</p> <p>消防職員の非常召集基準は次のとおりである。</p> <p>湖南広域消防局非常災害警備計画（地震災害・風水害編）に基づく消防職員の非常召集基準</p>	<p>【消防班】令和7年7月に湖南広域消防局の非常災害警備計画の内容が一部改</p>

地域防災計画 震災対策編 新旧対照表

第4部 災害応急対策計画

	震度	消防局（警備本部）	消防署（前進指揮所）	震度	消防局（警備本部）	消防署（前進指揮所）	
	震度5弱	<ul style="list-style-type: none"> 危機管理監 警防班（消防救助課の係長以上の職員） 警防班（救命救急課の課長補佐以上の職員） 管制班（災害管制課の課長補佐以上の職員） 現に勤務している職員 	<ul style="list-style-type: none"> 署統括班（大隊長・大隊副長） 署警防班（当務） 現に勤務している職員 	震度5弱	<ul style="list-style-type: none"> 危機管理監 消防救助課の係長以上の職員 救命救急課の課長補佐以上の職員 災害管制課の課長補佐以上の職員 現に勤務している職員 	<ul style="list-style-type: none"> 消防署長 副署長 現に勤務している職員 	正されたことに伴う
	震度5強	<ul style="list-style-type: none"> 危機管理監 消防局次長 警防班 総括班、情報班、管制班（課長補佐以上の職員） 現に勤務している職員 管制班（応召者（部単位）） 	<ul style="list-style-type: none"> 消防署長 副署長 現に勤務している職員 署所応召者（部単位） 	震度5強	<ul style="list-style-type: none"> 危機管理監 消防局次長 総轄監理課、予防指導課、災害管制課の課長補佐以上の職員 消防救助課員 救命救急課員 現に勤務している職員 災害管制課応召者（部単位） 	<ul style="list-style-type: none"> 消防署長 副署長 現に勤務している職員 署所応召者（部単位） 	
	震度6弱以上	全職員		震度6弱以上	全職員		
	<p>第3 消防署の体制</p> <p>3 応援要請</p> <p>(7) 応援隊の宿営場所（ロクハ公園南ゲート駐車場およびお花見公園 <u>ならびに三ツ池運動公園</u>）</p>			<p>第3 消防署の体制</p> <p>3 応援要請</p> <p>(7) 応援隊の宿営場所（ロクハ公園南ゲート駐車場およびお花見公園）</p>			市受援計画と整合性をはかるため
84	<p>第4章 災害救助保護計画</p> <p>第1節 災害救助法の適用計画</p> <p style="text-align: right;">[総務部調査班、救援部 <u>援護班</u>]</p> <p>第2 計画内容</p> <p>1 適用基準</p> <p>災害救助法の本市における具体的適用基準は、おおむね次のとおりである。</p> <p>(略)</p> <p>4 災害救助法による救助の実施</p> <p>(1) 法に基づく救助は、知事が行う。ただし、次の各号に掲げる</p>			<p>第4章 災害救助保護計画</p> <p>第1節 災害救助法の適用計画</p> <p style="text-align: right;">[総務部調査班、救援部 <u>救援班</u>]</p> <p>第2 計画内容</p> <p>1 適用基準</p> <p>災害救助法の <u>適用基準は、同法施行令第1条に定めるところによるが</u>、本市における具体的適用基準は、おおむね次のとおりである。</p> <p>(略)</p> <p>4 災害救助法による救助の実施</p> <p>(1) 法に基づく救助は、知事が行う。ただし、次の各号に掲げる救</p>			避難対策部、救援部の再編成および県計画と整合性をはかるため

地域防災計画 震災対策編 新旧対照表

第4部 災害応急対策計画

<p>救助については、災害ごとに知事が救助の事務の内容および期間を市に通知することにより、市長が救助を実施する。</p> <p>① 災害が発生した場合の救助 (略)</p> <p>ク 被災した住宅の応急修理</p> <p><u>(7) 住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理</u></p> <p><u>(4) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) 救助の実施に関し、知事の<u>権限に属する救助の実施に関する事務の一部を行うこととされた市長が、その事務を執行したとき、市長は、速やかにその内容を詳細に知事に報告するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第2節 避難救出計画</p> <p>[総務部総括班・支援要請班、避難対策部避難所班・学校対策班、<u>救援部要支援者支援班</u>、建設部河川班、消防部消防班]</p> <p>第2 計画内容</p> <p>3 避難所の運営</p> <p><u>ア 市は、避難所を開設した場合には、速やかに避難所の運営および連絡調整にあたる担当職員を避難所に派遣するものとし、避難所における被災者のニーズの把握・調整を行うものとする。</u></p> <p><u>特に、高齢者や障害者等の福祉ニーズの把握には十分配慮するとともに、要配慮者用の相談窓口を設置し、要配慮者等からの相談対応を行うものとする。</u></p> <p><u>また、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に加え、性的指向・ジェンダーアイデンティティに関しても配慮に努めると</u></p>	<p>助については、災害ごとに知事が救助の事務の内容および期間を市に通知することにより、市長が救助を実施する。</p> <p>① 災害が発生した場合の救助 (略)</p> <p>ク 被災した住宅の応急修理</p> <p>(略)</p> <p>(2) 救助の実施に関し、知事の<u>職権の一部の委任を受けた市長は、その職権を行使したときは、速やかにその内容を詳細に知事に報告するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第2節 避難救出計画</p> <p>[総務部総括班・支援要請班、避難対策部避難所班・学校対策班、建設部河川班、消防部消防班]</p> <p>第2 計画内容</p> <p>3 避難所の運営</p> <p><u>避難所の運営に当たっては、避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするように努めるものとする。</u></p> <p><u>この際、避難所の運営における支援者の配置は性別や年代等に偏りのないよう留意し、多様な性の視点などさまざまな視点からの支援が行えるよう配慮するものとする。特に更衣室や物干し場、入浴設備、トイレは、男女別の他、多様な性の当事者も安心して使えるよう、プライバシーを十分に確保できる間仕切りの工夫等を行う。</u></p> <p><u>その他、授乳室(搾乳スペースを含む)の設置や女性による生理用品・下着配布等、避難生活の中の不安軽減や安全の確保について、</u></p>
---	--

地域防災計画 震災対策編 新旧対照表

第4部 災害応急対策計画

<p><u>ともに、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いにも配慮するよう努める。</u></p> <p><u>イ 市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>また、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援にかかる情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。</u></p> <p><u>ウ 市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</u></p> <p><u>また、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援にかかる情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>エ 市は、避難所に避難した被災者、在宅、車中泊、テント泊等の多様な被災者の把握を行い、避難者名簿を作成するととも</u></p>	<p><u>個々のニーズに配慮した避難所となるよう努める。</u></p> <p><u>避難所等において、特に被害に遭いやすい、子ども、女性等に配慮し、女性用トイレや女性更衣室等の巡回等、暴力を予防するための取り組みや、被害を受けた女性が安心して相談できる環境を整える。</u></p> <p><u>また、車中泊避難者やペットへの対策を必要に応じて講じるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>なお、避難所運営に関する詳細については、別に定める。</u></p> <p><u>また、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空家等利用可能な既設住宅の斡旋等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。</u></p>	
---	--	--

地域防災計画 震災対策編 新旧対照表

第4部 災害応急対策計画

	<p><u>に、避難行動要支援者名簿とを照らし合わせ、未確認の避難行動要支援者を、避難支援者等に連絡し、早急に救助・確認作業を進めるものとする。</u></p> <p><u>オ 避難所の運営にあたっては、被災者の健康の維持に努めるとともに、特に要配慮者について、合理的配慮のもと、次のような措置を講じる。</u></p> <p><u>(ア) 担当職員、訪問介護員（ホームヘルパー）、民生委員・児童委員等の訪問等による実態調査の実施</u></p> <p><u>(イ) 被災者の障害や心身の状況に応じて適切な措置を受けられるよう、速やかな医療機関への入院、社会福祉施設への入所、福祉避難所の手配およびそれに伴う移送および保健師・介助員の手配</u></p> <p><u>(ウ) 避難者の障害や身体の状態に応じて、ホワイトボードや音声などによる定期的な情報提供についての配慮や、保健師・訪問介護員（ホームヘルパー）・ガイドヘルパー・手話通訳者等の派遣。なお、市は、平素からこれらの有資格者の名簿を整備する等の措置を講じておく。</u></p> <p><u>(エ) 高齢者、障害者、乳幼児等に配慮した栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>カ 各避難所運営管理者は、避難所の運営における女性の参画を推進する。また、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に加え、性的指向・ジェンダーアイデンティティに関して配慮が必要な人などの視点や家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。</u></p>		
--	---	--	--

地域防災計画 震災対策編 新旧対照表

第4部 災害応急対策計画

<p><u>特に、プライバシーを十分に確保できる間仕切りの工夫や、他者の視線が気にならない男女別の更衣室や物干し場、入浴設備、清潔で誰でも安心して使えるトイレ、授乳室（搾乳スペース含む）の設置、生理用品・女性用下着の配布方法の工夫、避難所における安全性の確保など、女性や子育ての家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。</u></p> <p><u>キ 各避難所運営管理者は、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</u></p> <p><u>ク 新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症および新感染症を含む。）発生時における被災に備えて、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要があることから、市は、「新型コロナウイルス感染症対策のための避難所運営ガイドライン【避難所運営実務者向け】（滋賀県作成）」等を参考に、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、適切な空間の確保等の感染症対策に取り組むものとする。市は、県と連携の下、自宅療養者の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行い、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報提供を行う。</u></p> <p><u>ケ 各避難所運営管理者は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、避難所開</u></p>		
---	--	--

地域防災計画 震災対策編 新旧対照表

第4部 災害応急対策計画

<p><u>設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>コ 市は、避難所の生活環境を確保するため、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等を組み合わせ、より快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第3節 救急救助および保健医療救護計画 [総務部総括班、<u>救援部調整班・救護班、消防部消防班、県</u>]</p> <p>第3 医療救護計画の内容</p> <p>1 <u>市保健医療福祉調整本部</u> <u>本部長の指示があった場合、または必要があると認めた場合は、本部に健康福祉部長を長とする市保健医療福祉調整本部を設置する。</u></p> <p><u>市保健医療福祉調整本部が所管する事項の全ての権限は、市保健医療福祉調整本部長（健康福祉部長）に属するものとする。</u></p> <p>2 <u>県保健医療福祉調整本部および県保健医療福祉調整地方本部</u> <u>県は、保健医療福祉活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理および分析等の保健医療福祉活動の総合調整を行うため、災害対策本部の健康医療福祉部に「保健医療福祉調整本部」を設置し、危機管理センターで活動する。保健医療福祉調整本部は、健康医療福祉部の各班および災害医療コーディネーター等の関係者で構成し、健康危機管理課に事務局を置き、部内各班</u></p>	<p>(略)</p> <p>第3節 救急救助および保健医療救護計画 [救援部救護班、県]</p> <p>第3 医療救護計画の内容</p> <p>1 <u>県保健医療調整本部</u> <u>保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理および分析等の保健医療活動の総合調整を行うため、県は、健康医療福祉部に「保健医療調整本部」を設置する。</u></p>	<p>救援部の再編成による</p>
--	--	-------------------

地域防災計画 震災対策編 新旧対照表

第4部 災害応急対策計画

で運営を行う。

また、地域における保健医療福祉活動チームの活動調整、保健医療福祉活動に関する情報収集等の地域の保健医療福祉活動の総合調整を行うため、災害対策地方本部内の健康福祉班内に「保健医療福祉調整地方本部」を設置し、各健康福祉事務所（保健所）で活動する。

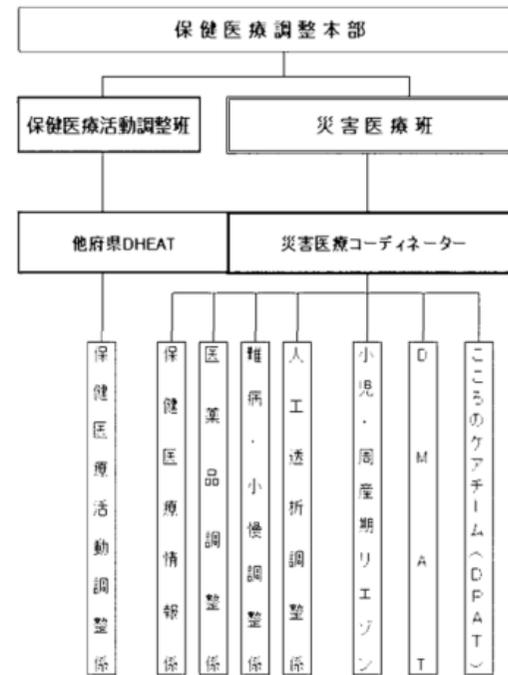
3 医療救護活動計画

市は、地震災害時における医療救護活動について、県計画で定める医療救護活動計画に基づき、県と連携して進める。

県計画では、県保健医療福祉調整本部および県保健医療福祉調整地方本部ならびに市保健医療福祉調整本部、病院および有床診療所（以下「病院等」という。）、医療関係団体が行う初動時の対応について「滋賀県広域災害時における医療救護活動指針」を基本方針とし、フェーズ（局面）の概念を用いて、それぞれの局面に応じた適正な医療救護活動を以下のとおり示している。

(1) 第1フェーズ(発生から3時間程度)

ア 県保健医療福祉調整本部および県保健医療福祉調整地方本



2 医療救護活動計画

市は、地震災害時における医療救護活動について、県計画で定める医療救護活動計画に基づき、県と連携して進める。

県計画では、県保健医療調整本部ならびに市救護本部、病院および有床診療所（以下「病院等」という。）、医療関係団体が行う初動時の対応について「滋賀県広域災害時における医療救護活動指針」を基本方針とし、フェーズ（局面）の概念を用いて、それぞれの局面に応じた適正な医療救護活動を以下のとおり示している。

(1) 第1フェーズ(発生から3時間程度)

ア 本部の立ち上げ

地域防災計画 震災対策編 新旧対照表

第4部 災害応急対策計画

<p><u>部ならびに市保健医療福祉調整本部</u>の立ち上げ</p> <p>イ 災害医療コーディネーターの登庁</p> <p>ウ 情報の収集</p> <p>エ 災害派遣医療チーム (DMAT) の派遣要請 (<u>他都道府県含む</u>)</p> <p>(2) 第2フェーズ(3日以内)</p> <p>ア 災害派遣医療チーム (DMAT) の活動調整</p> <p>イ 医療救護班派遣要請</p> <p>ウ <u>他都道府県</u>への支援要請</p> <p><u>エ 災害支援ナースの派遣要請</u></p> <p><u>オ 災害時感染制御支援チーム (DICT) 等の派遣の要請・調整</u></p> <p>(3) 第3フェーズ(4日から2週間)</p> <p>ア 医療救護班、こころのケアチーム (<u>DPAT</u>)、<u>災害支援ナース</u>の派遣調整</p> <p>イ <u>他都道府県</u>からの医療救護班の受入要請</p> <p>(4) 第4フェーズ (2週間から2か月程度)</p> <p>「第6章 防疫および保健衛生計画」によるものとする。</p> <p>4 医療救護体制</p> <p>県保健医療福祉調整本部は、災害発生情報に基づき速やかに災害拠点病院等に災害派遣医療チーム (DMAT) の派遣要請を行うとともに、病院等の被災状況を調査し、医療救護活動が可能な医療機関を把握する。</p> <p>また、<u>市保健医療福祉調整本部</u>の協力要請を受けて必要に応じ、災害拠点病院等の医療機関に医療救護班の派遣要請を行うものとする。</p> <p>医療救護班の派遣要請を受けた医療機関団体等は、救護班を速や</p>	<p>イ 災害医療コーディネーターの登庁</p> <p>ウ 情報の収集</p> <p>エ 災害派遣医療チーム (DMAT) の派遣要請 (<u>他府県含む</u>)</p> <p>(2) 第2フェーズ(3日以内)</p> <p>ア 災害派遣医療チーム (DMAT) の活動調整</p> <p>イ 医療救護班派遣要請</p> <p>ウ <u>他府県</u>への支援要請</p> <p>(3) 第3フェーズ(4日から2週間)</p> <p>ア 医療救護班、こころのケアチームの派遣調整</p> <p>イ <u>他府県</u>からの医療救護班の受入要請</p> <p>(4) 第4フェーズ (2週間から2か月程度)</p> <p>「第6章 防疫および保健衛生計画」によるものとする。</p> <p>4 医療救護体制</p> <p>県保健医療調整本部は、災害発生情報に基づき速やかに災害拠点病院等に災害派遣医療チーム (DMAT) の派遣要請を行うとともに、病院等の被災状況を調査し、医療救護、<u>助産救護</u>活動が可能な医療機関を把握する。</p> <p>また、<u>市救護本部</u>の協力要請を受けて必要に応じ、災害拠点病院等の医療機関に医療救護、<u>助産救護</u>班の派遣要請を行うものとする。</p> <p>医療救護、<u>助産救護</u>班の派遣要請を受けた医療機関団体等は、救護班を速やかに編成し、救護所等指定場所で救護活動を行う。</p>	
--	--	--

地域防災計画 震災対策編 新旧対照表

第4部 災害応急対策計画

<p>かに編成し、救護所等の指定された場所で救護活動を行う。</p> <p>(1) 病院等の被災状況等の把握</p> <p>県保健医療福祉調整地方本部は市保健医療福祉調整本部と連携し、広域災害・救急医療情報システム、電話、防災無線、徒歩等あらゆる手段を用い、病院等の被災状況を把握する。</p> <p>(略)</p> <p>5 <u>災害派遣医療チーム(DMAT)および医療、こころのケアチーム(DPAT)、災害支援ナース、災害時感染制御支援チーム(DICT)等の派遣と業務</u></p> <p>県保健医療福祉調整本部は、速やかに災害拠点病院に災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣要請を行うとともに、市保健医療福祉調整本部から医療、こころのケアに関する協力要請があったとき、または医療、こころのケアを必要と認めたときは、各医療関係団体および関係機関に医療、こころのケアチーム(DPAT)の派遣を要請するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 災害医療コーディネーター</p> <p>医療救護活動が円滑に実施されるよう、医療機関はもとより、行政機関等の関係機関と連携を図りながら、災害医療体制の構築を図るため、県保健医療福祉調整本部および県保健医療福祉調整地方本部等において、災害医療を指揮統括する。</p> <p>(3) <u>災害時人工透析リエゾン</u></p> <p><u>人工透析に係る保健医療活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう、災害医療コーディネーターとともに、助言および調整の支援を行う。</u></p> <p>(4) 災害時小児周産期リエゾン</p>	<p>(1) 病院等の被災状況等の把握</p> <p>県保健医療調整地方本部は市救護本部と連携し、広域災害・救急医療情報システム、電話、防災無線、徒歩等あらゆる手段を用い、病院等の被災状況を把握する。</p> <p>(略)</p> <p>5 <u>災害派遣医療チーム(DMAT)および医療、助産救護班、こころのケアチームの派遣と業務</u></p> <p>県保健医療調整本部は、速やかに災害拠点病院に災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣要請を行うとともに、市救護本部から医療、助産救護、こころのケアに関する協力要請があったとき、または医療、助産救護、こころのケアを必要と認めたときは、各医療関係団体および関係機関に医療、助産救護班、こころのケアチームの派遣を要請するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 災害医療コーディネーター</p> <p>医療救護活動が円滑に実施されるよう、医療機関はもとより、行政機関等の関係機関と連携を図りながら、災害医療体制の構築を図るため、県保健医療調整本部および県保健医療調整地方本部において、災害医療を指揮統括する。</p> <p>(3) 災害時小児周産期リエゾン</p>	
---	---	--

地域防災計画 震災対策編 新旧対照表

第4部 災害応急対策計画

<p>(略)</p> <p><u>(5) 医療班、こころのケアチーム (DPAT)、災害支援ナース、災害時感染制御支援チーム (DICT) 等</u></p> <p><u>各医療関係団体および関係機関が派遣する</u>医療チームであり、原則として<u>市保健医療福祉調整本部</u>が設置する救護所において医療活動を行う。</p> <p>ア 医療救護班の業務</p> <p>(ア) 傷病者に対する応急処置と簡易な患者に対する医療</p> <p>(イ) 後方病院への搬送の要否および搬送先、搬送順位の決定</p> <p>(ウ) 遺体の検案と検視に伴う協力</p> <p>(エ) 遺体の処置 (縫合)</p> <p><u>イ こころのケアチームの業務 (DPAT)</u></p> <p>(ア) 被災者の心理的影響についての情報の収集</p> <p>(イ) 心のケアを必要とする人へのケアの提供</p> <p>(ウ) その他、地元地域の要請に応じた支援</p> <p><u>ウ 災害支援ナースの業務</u></p> <p><u>(ア) 被災地住民の健康維持・確保に必要な看護を提供</u></p> <p><u>(イ) 被災地看護職員の心身の負担を軽減し支える</u></p> <p><u>エ 災害時感染制御支援チーム (DICT)</u></p> <p><u>(ア) 避難所等における衛生環境の維持</u></p> <p><u>(イ) 被災地 ICT (院内感染対策) チームの支援</u></p> <p><u>(6) DMAT の活動と並行して、また DMAT 活動の終了以降、JMAT、日本赤十字社、JDAT、日本薬剤師会、日本看護協会、日本災害リハビリテーション支援協会、日本栄養士会災害支援チーム、民間医療機関等からの医療チーム派遣などの協力を得て、指定避難所・救護所も含めて被災地における保健医療福祉提供体制の確保をはかる。</u></p>	<p>(略)</p> <p>(4) 医療、助産救護班、こころのケアチーム</p> <p><u>医療、助産活動は、各医療機関が有する医療チームや日本医師会災害医療チーム (JMAT)、こころのケアチームをはじめとする医療関係団体が構成する</u>医療チームであり、原則として<u>市救護本部</u>が設置する救護所において医療、助産活動を行う。</p> <p>ア 医療救護班の業務</p> <p>(ア) 傷病者に対する応急処置と簡易な患者に対する医療</p> <p>(イ) 後方病院への搬送の要否および搬送先、搬送順位の決定</p> <p>(ウ) 遺体の検案と検視に伴う協力</p> <p>(エ) 遺体の処置 (縫合)</p> <p><u>イ 助産救護班の業務</u></p> <p><u>(ア) 分娩の介助</u></p> <p><u>(イ) 分娩前後の処理</u></p> <p><u>(ウ) 衛生材料の支給</u></p> <p><u>ウ こころのケアチームの業務</u></p> <p>(ア) 被災者の心理的影響についての情報の収集</p> <p>(イ) 心のケアを必要とする人へのケアの提供</p> <p>(ウ) その他、地元地域の要請に応じた支援</p>	
---	--	--

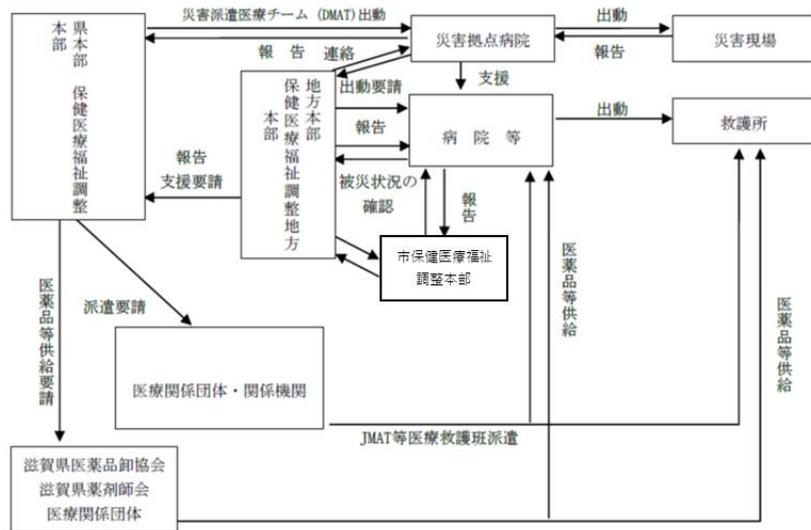
地域防災計画 震災対策編 新旧対照表

第4部 災害応急対策計画

県保健医療福祉調整本部および県保健医療福祉調整地方本部では、派遣の調整を市保健医療福祉調整本部と連携して行う。

(7) 連絡調整

医療等に関する指揮命令および連絡調整には、次図の体制をもって県保健医療福祉調整本部、県保健医療福祉調整地方本部、市保健医療福祉調整本部があたるものとする。

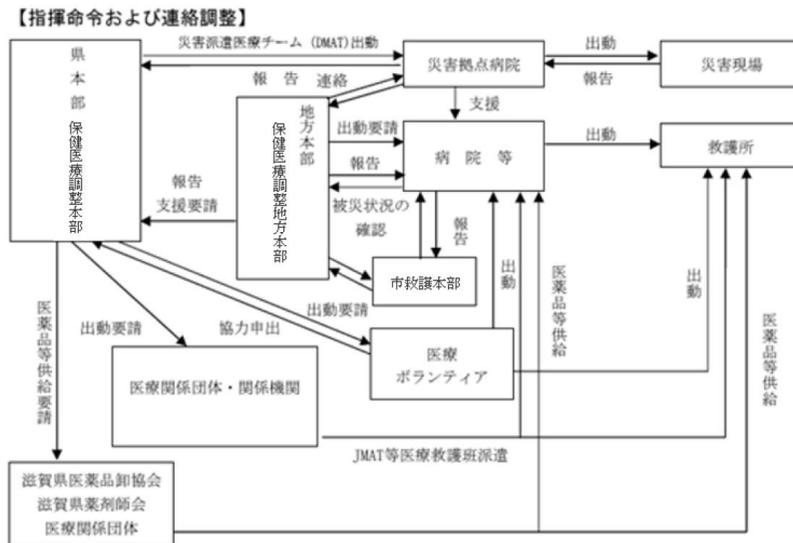


6 病院等の初動活動

病院等は、院内の被災状況を把握、患者の受入れや救護班の派遣可能・不可能等の応需状況を的確に判断し、県保健医療福祉調整本部、県保健医療福祉調整地方本部または市保健医療福祉調整本部の求めに応じ報告を行うとともに、災害対策（防災）マニュアル、BCPおよび職員参集マニュアル等に基づき、救護活動に必要な体制を整

(5) 連絡調整

医療、助産救護等に関する指揮命令および連絡調整には、次図の体制をもって県保健医療調整本部、県保健医療調整地方本部、市救護本部があたるものとする。



6 病院等の初動活動

病院等は、院内の被災状況を把握、患者の受入れや救護班の派遣可能・不可能等の応需状況を的確に判断し、県保健医療調整本部または市救護本部の求めに応じ報告を行うとともに、災害対策（防災）マニュアル、BCPおよび職員参集マニュアル等に基づき、救護活動に必要な体制を整備し、救護活動を行うものとする。

地域防災計画 震災対策編 新旧対照表

第4部 災害応急対策計画

<p>備し、救護活動を行うものとする。</p> <p>(1) 医療、助産救護活動が可能な病院等</p> <p>ア 重症および人工透析等継続治療を要する患者の受入れ体制を整備する。</p> <p>イ 救護班を編成する。</p> <p>ウ 救護活動医療セットおよび資材を準備する。</p> <p>エ 救護活動に当たって不足する医薬品等医療資器材および医療従事者を県保健医療福祉調整地方本部に供給要請する。</p> <p>(2) 施設・設備の損壊、ライフラインの途絶等により診療機能が麻痺または低下している病院等</p> <p><u>ア 支援が必要な病院等</u></p> <p><u>(ア)重症および人工透析など継続治療を要する入院患者を原状復帰するまで一時的に後方病院等へ搬送することとし、搬送手段、搬送先等については、県保健医療福祉調整地方本部等に協力要請する。</u></p> <p><u>(イ)病院等は、速やかに診療機能の原状復帰に必要な修繕を行うとともに不足する医薬品・衛生材料および医療資器材および医療従事者等を県保健医療福祉調整地方本部に供給要請する。</u></p> <p><u>イ 避難が必要な病院等</u></p> <p><u>(ア)入院患者を後方病院等へ搬送することとし、搬送手段、搬送先等については、県保健医療福祉調整地方本部に協力要請する。</u></p>	<p>(1) 医療、助産救護活動が可能な病院等</p> <p>ア 重症および人工透析等継続治療を要する患者の受入れ体制を整備する。</p> <p>イ 救護班を編成する。</p> <p>ウ 救護活動医療セットおよび資材を準備する。</p> <p>エ 救護活動に当たって不足する医薬品等医療資器材および医療従事者を県保健医療調整地方本部に供給要請する。</p> <p>(2) 施設・設備の損壊、ライフラインの途絶等により診療機能が麻痺または低下している病院等</p> <p><u>ア 簡易な修繕等により原状復帰が可能な病院等</u></p> <p><u>(ア)重症および人工透析など継続治療を要する入院患者を原状復帰するまで一時的に後方病院等へ搬送することとし、搬送手段、搬送先等については、災害医療地方本部に協力要請する。</u></p> <p><u>また、広域的な搬送体制が必要な場合は、県保健医療調整地方本部に要請する。</u></p> <p><u>(イ)病院等は、速やかに診療機能の原状復帰に必要な修繕を行うとともに不足する医薬品・衛生材料および医療資器材および医療従事者等を県保健医療調整地方本部に供給要請する。</u></p> <p><u>(ウ)原状復帰後は県保健医療調整地方本部に報告するとともに、救護活動を行う。</u></p> <p><u>イ 避難が必要な病院等（当分の間、診療機能の回復の目処がたない病院等）</u></p> <p><u>(ア)入院患者を後方病院等へ搬送することとし、搬送手段、搬送先等については、県保健医療調整地方本部等に要請する。</u></p>	
---	---	--

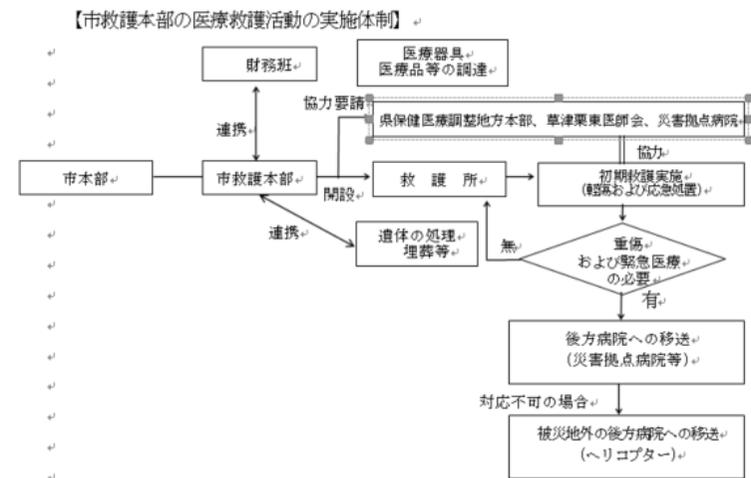
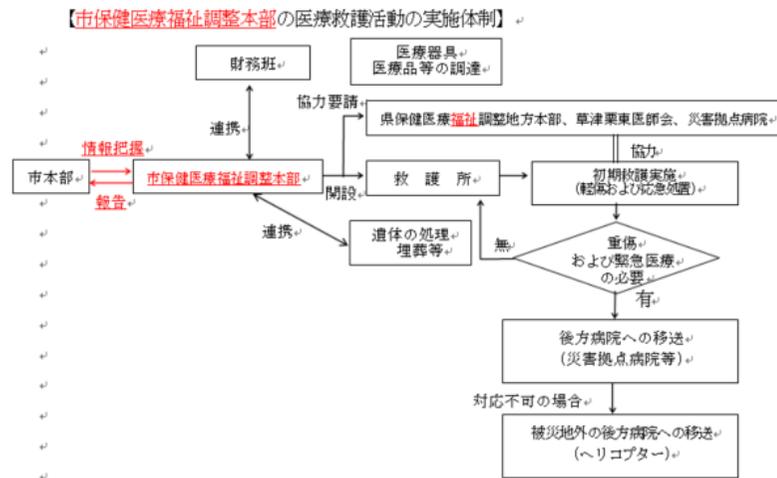
地域防災計画 震災対策編 新旧対照表

第4部 災害応急対策計画

<p>(略)</p> <p>8 <u>市保健医療福祉調整本部</u>の医療救護活動</p> <p><u>市保健医療福祉調整本部</u>は、災害の状況に即応し、救護班の出動により救護活動を行うが、災害の状況により救護班の人員で救護活動ができないときは、「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき、草津栗東医師会等に派遣要請を行うものとする。また、大規模な災害が発生し<u>市保健医療福祉調整本部</u>の救護班の能力で救護が困難な場合は、県保健医療福祉調整地方本部に応援協力を要請し、災害拠点病院から派遣される医師等および草津栗東医師会等の協力を得て救護班を編成し、医療救護活動を行うものとする。</p> <p>なお、<u>市保健医療福祉調整本部</u>は<u>草津市役所2階特大会議室</u>に設置するものとする。</p> <p>また、被災地の状況に応じ、公的な施設等を利用し救護所を設置する。</p> <p>(略)</p> <p>ウ 医薬品の確保</p> <p>医薬品等の調達に関しては、「災害時の医療救護活動に関する協定」で定める医療救護計画により、一般社団法人びわこ薬剤師会に依頼する。また、<u>医薬品等の不足する場合、県保健医療福祉調整地方本部に要請し確保を図るものとする。</u></p> <p>エ 県防災ヘリコプターの出動要請</p> <p>緊急に負傷者等を救出・収容・搬送する必要がある場合で、交通の途絶により陸地からの臨場が困難な場合、市本部を通じて県防災ヘリコプターに出動要請を行う。</p>	<p>(略)</p> <p>8 <u>市救護本部</u>の医療救護活動</p> <p>市救護本部は、災害の状況に即応し、救護班の出動により救護活動を行うが、災害の状況により救護班の人員で救護活動ができないときは、「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき、草津栗東医師会に派遣要請を行うものとする。また、大規模な災害が発生し市救護本部の救護班の能力で救護が困難な場合は、県保健医療調整地方本部を通じ<u>日本赤十字社滋賀県支部等</u>に応援協力を要請し、災害拠点病院から派遣される医師等および草津栗東医師会等の協力を得て救護班を編成し、医療救護活動を行うものとする。</p> <p>なお、<u>市救護本部</u>は<u>健康増進課</u>に設置するものとする。</p> <p>また、被災地の状況に応じ、公的な施設等を利用し救護所を設置する。</p> <p>(略)</p> <p>ウ 医薬品の確保</p> <p>医薬品等の調達に関しては、「災害時の医療救護活動に関する協定」で定める医療救護計画により、一般社団法人びわこ薬剤師会に依頼する。また、<u>医薬品等の不足に対応するため医薬品小売業者等と協定を締結するなど、流通備蓄により確保を図るものとする。</u></p> <p>エ 県防災ヘリコプターの出動要請</p> <p>緊急に負傷者等を救出・収容・搬送する必要がある場合で、交通の途絶により陸地からの臨場が困難な場合、<u>市救護本部は、</u>市本部を通じて県防災ヘリコプターに出動要請を行う。</p>	<p>【救援部救護班】</p> <p>協定は現状難しく、県緊急用医薬品等供給</p>
--	---	--

地域防災計画 震災対策編 新旧対照表

第4部 災害応急対策計画



マニュアルの運用にあわせるもの

第4節 食糧供給計画

[救援部 **援護班**、物資衛生部物資調達班]

第1 計画方針

地震災害発生時における住民生活の安定を確保するため、食糧品、生活必需品等の確保および供給に関して、必要な施策を講じ、被災者および災害応急対策従事者等に対する食糧の円滑な供給を実施する。

なお、備蓄食糧については **援護班**・物資調達班と調整し、避難所班が避難者等に支援物資の安定供給が確認されるまでの期間配分するが、支援物資の安定供給が確立された一定期間経過後には、避難所運営委員会を通じて食糧等を避難者に配分する。

(略)

第2 計画内容

3 食糧の調達方法

第4節 食糧供給計画

[救援部 **救援班**、物資衛生部物資調達班]

第1 計画方針

地震災害発生時における住民生活の安定を確保するため、食糧品、生活必需品等の確保および供給に関して、必要な施策を講じ、被災者および災害応急対策従事者等に対する食糧の円滑な供給を実施する。

なお、備蓄食糧については **救援班**・物資調達班と調整し、**前線基地班**・避難所班が避難者等に支援物資の安定供給が確認されるまでの期間配分するが、支援物資の安定供給が確立された一定期間経過後には、避難所運営委員会を通じて食糧等を避難者に配分する。

(略)

第2 計画内容

3 食糧の調達方法

地域防災計画 震災対策編 新旧対照表

第4部 災害応急対策計画

<p>(1) 米 穀 ア <u>各備蓄倉庫</u>等に備蓄しているアルファ米を利用する。 (略) (4) 食料の給与に当たっては、<u>液体ミルク</u>等の乳幼児に適した食品や高齢者・重度の障害者等に適した食品、アレルギー症患者に適した食品の調達・供与に配慮する。 (略) 第6節 生活必需品等供給計画 [救援部<u>援護班</u>、物資衛生部物資調達班] 4 供給の方法 (1) 購入および配分計画 <u>援護班</u>は世帯構成員別被害状況書（様式第1号）を把握し、購入および配分計画をたてる。 (2) 調達および集積 物資調達班は物資を調達し、集積場所に集め管理を行う。集積場所は立命館大学体育館とし、同所が被災した場合は総合体育館とする。 (3) 配 分 <u>援護班</u>は避難所班または町内会、社会福祉協議会、ボランティア等の協力を求めて、迅速かつ的確に給（貸）与を行う。 5 費用の限度および期間 災害救助法が適用された場合の給（貸）与に準ずる。 6 災害救助法が適用された場合 (1) 措置 物資の調達および市本部への引き渡しは原則として知事が行う。</p>	<p>(1) 米 穀 ア <u>各前線基地</u>等に備蓄しているアルファ米を利用する。 (略) (4) 食料の給与に当たっては、<u>粉ミルク</u>等の乳幼児に適した食品や高齢者・重度の障害者等に適した食品、アレルギー症患者に適した食品の調達・供与に配慮する。 (略) 第6節 生活必需品等供給計画 [救援部<u>救援班</u>、物資衛生部物資調達班] 4 供給の方法 (1) 購入および配分計画 <u>救援班</u>は世帯構成員別被害状況書（様式第1号）を把握し、購入および配分計画をたてる。 (2) 調達および集積 物資調達班は物資を調達し、集積場所に集め管理を行う。集積場所は立命館大学体育館とし、同所が被災した場合は総合体育館とする。 (3) 配 分 <u>救援班</u>は避難所班または町内会、社会福祉協議会、ボランティア等の協力を求めて、迅速かつ的確に給（貸）与を行う。 5 費用の限度および期間 災害救助法が適用された場合の給（貸）与に準ずる。 6 災害救助法が適用された場合 (1) 措置 物資の調達および市本部への引き渡しは原則として知事が行う。市</p>	
--	--	--

地域防災計画 震災対策編 新旧対照表

第4部 災害応急対策計画

	<p>市本部は次の対策を講ずる。</p> <p>ア <u>援護班</u>は世帯構成員別被害状況に基づき配分計画をたてる。</p> <p>イ 配分計画に基づき必要量を県に要請する。</p> <p>ウ 県から送付された物資は、配分計画に基づき避難所班および町内会長等の協力を得て<u>援護班</u>が給（貸）与する。</p> <p>(略)</p> <p>第10節 義援金品募集配分計画</p> <p>[<u>救援部援護班</u>]</p>	<p>本部は次の対策を講ずる。</p> <p>ア <u>救援班</u>は世帯構成員別被害状況に基づき配分計画をたてる。</p> <p>イ 配分計画に基づき必要量を県に要請する。</p> <p>ウ 県から送付された物資は、配分計画に基づき避難所班および町内会長等の協力を得て<u>救援班</u>が給（貸）与する。</p> <p>(略)</p> <p>第10節 義援金品募集配分計画</p> <p>[<u>救援部救援班</u>]</p>	
110	<p>第7節 住宅応急対策計画</p> <p>第3 計画内容</p> <p>2 災害救助法に基づく応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理および被災した住宅の障害物の除去</p> <p>(2) 住宅の応急修理</p> <p><u>ア 住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理</u></p> <p><u>(ア) 対象者</u></p> <p><u>地震のため住家が半壊、半焼もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者。</u></p> <p><u>(イ) 緊急の修理</u></p> <p><u>市本部は、住家の被害の拡大を防止するための屋根、外壁、建具(玄関、窓やサッシ等)等の必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて緊急の修理を行う。</u></p> <p><u>(ウ) 費用の限度、期間等</u></p> <p><u>費用の限度、期間等については、「災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の基準」(平成25年10月1日</u></p>	<p>第7節 住宅応急対策計画</p> <p>第3 計画内容</p> <p>2 災害救助法に基づく応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理および被災した住宅の障害物の除去</p> <p>(2) 住宅の応急修理</p>	<p>滋賀県からの意見反映</p>

地域防災計画 震災対策編 新旧対照表

第4部 災害応急対策計画

	<p><u>付内閣府告示第 228 号) 第 8 条による。</u></p> <p><u>イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理</u></p> <p><u>(ア) 対象者</u> 地震のため住家が半壊、半焼もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者または大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者。</p> <p><u>(イ) 応急処理</u> 市本部は、被災した住宅の居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、応急修理を実施し、居住の安定を図る。</p> <p><u>(ウ) 費用の限度、期間等</u> 費用の限度、期間等については、「災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の基準」(平成 25 年 10 月 1 日付内閣府告示第 228 号) <u>第 8 条</u>による。</p>	<p><u>ア 対象者</u> 地震のため住家が半壊、半焼もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者または大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者。</p> <p><u>イ 応急処理</u> 市本部は、被災した住宅の居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、応急修理を実施し、居住の安定を図る。</p> <p><u>ウ 費用の限度、期間等</u> 費用の限度、期間等については、「災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の基準」(平成 25 年 10 月 1 日付内閣府告示第 228 号) <u>第 7 条</u>による。</p>	
120	<p>第 5 章 交通計画 第 1 節 道路交通対策計画 第 2 計画内容 1 交通規制 (4) 各機関別実施の要領 エ 警察 (災害対策基本法関係) (イ) 緊急輸送車両の確認</p> <p><u>県警察は、災害発生時における災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図るため、緊急通行車両を使用する者から、災害発生より前において、緊急通行車両であることの確認の申出を受けるとともに、緊急通行車両確認証明書および標章を交付するなど、事前の緊急通</u></p>	<p>第 5 章 交通計画 第 1 節 道路交通対策計画 第 2 計画内容 1 交通規制 (4) 各機関別実施の要領 エ 警察 (災害対策基本法関係) (イ) 緊急輸送車両の確認</p> <p><u>災害発生時における確認手続の効率化を図るため、県警察本部交通規制課または滋賀県(防災危機管理局)は、緊急通行の交通需要を予め把握し、緊急通行車両を使用する者から予め必要事項の届出を受けるとともに、緊急通行車両等事前届出済証を交付する等の緊</u></p>	<p>県計画と整合性をはかるため</p>

地域防災計画 震災対策編 新旧対照表

第4部 災害応急対策計画

	<p><u>行車両の確認を推進するものとする。</u></p> <p>災害発生時においては、県警察本部交通規制課または最寄りの草津警察署は、<u>緊急通行車両を使用する者からの申出により</u>、災害応急対策を実施するための車両であることを確認の上、緊急通行車両確認証明書および標票を<u>交付する。</u></p>	<p><u>急通行車両等届出制度の整備を図ることとしている。</u></p> <p>災害発生時においては、県警察本部交通規制課または最寄りの草津警察署に<u>緊急通行車両事前届出済証により</u>災害応急対策を実施するための車両であることを確認を受け、緊急通行車両等確認証明書および標票の<u>交付を受けるものとする。</u></p>	
124	<p>第2節 輸送計画</p> <p>第2 計画内容</p> <p>5 輸送方法</p> <p>(2) 自動車輸送</p> <p>ア 緊急交通路となる道路の管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、緊急輸送車両の通行に支障とならないよう、障害物の除去、応急復旧等を行い道路の機能確保に努める。</p> <p><u>なお、対応にあたっては、滋賀県域道路啓開計画(案)に基づき、基幹ルートおよび主要拠点ルートへの進出ルートの道路啓開に必要な体制整備を図る。</u></p>	<p>第2節 輸送計画</p> <p>第2 計画内容</p> <p>5 輸送方法</p> <p>(2) 自動車輸送</p> <p>ア 緊急交通路となる道路の管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、緊急輸送車両の通行に支障とならないよう、障害物の除去、応急復旧等を行い道路の機能確保に努める。</p>	<p>【滋賀国道事務所】令和6年9月に滋賀県域道路啓開計画が策定され、啓開ルート、情報収集・連絡・連携、道路啓開作業計画について公表されたため。</p>
139	<p>第9章 通信施設応急対策計画</p> <p>[総務部総括班、情報収集班、<u>NTT西日本株式会社</u>]</p>	<p>第9章 通信施設応急対策計画</p> <p>[総務部総括班、情報収集班、<u>西日本電信電話株式会社</u>]</p>	<p>【NTT西日本(株)】</p>

地域防災計画 震災対策編 新旧対照表

第4部 災害応急対策計画

	<p>第2 計画内容 (略)</p> <p>3 一般通信施設 (NTT 西日本(株)滋賀支店) 一般通信施設の応急対策に関する詳細な事項については、本計画と整合を図りながら別に <u>NTT 西日本株式会社</u>が定める防災業務計画によるものとする。</p>	<p>第2 計画内容 (略)</p> <p>3 一般通信施設 (西日本電信電話(株)滋賀支店) 一般通信施設の応急対策に関する詳細な事項については、本計画と整合を図りながら別に <u>西日本電信電話株式会社</u>が定める防災業務計画によるものとする。</p>	<p>組織改編による修正</p>
150	<p>第15章 応援要請計画</p> <p><u>第7 応援職員の受け入れ</u></p> <p><u>市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体および各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。</u></p> <p><u>また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</u></p> <p><u>なお、応援職員の車両の設置場所等については、草津小学校グラウンド、草津中学校グラウンド、草津第二小学校グラウンド、ふれあい運動場とし、災害による被害状況や復旧状況を踏まえ、事前に協議の上決定する。</u></p>	<p>第15章 応援要請計画 (新設)</p>	<p>県計画と整合性をはかるため</p>
153	<p>第16章 ボランティア対策計画</p> <p>[救援部 <u>援護班</u>、建設部仮設住宅建築班]</p>	<p>第16章 ボランティア対策計画</p> <p>[救援部 <u>救援班</u>、建設部仮設住宅建築班]</p>	<p>避難対策部、救援</p>

地域防災計画 震災対策編 新旧対照表

第4部 災害応急対策計画

	<p>第2 計画内容</p> <p>1 ボランティア活動支援体制</p> <p>(3) ボランティア拠点の設置</p> <p>多数のボランティアを必要とする場合は、広域避難所等の防災拠点の一部をボランティア拠点として提供する。</p> <p>(略)</p> <p>2 ボランティア活動実施体制</p> <p>(1) ボランティアの種類</p> <p>ア 専門ボランティア</p> <p>医師、建築士等専門技術を有するボランティア（被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、外国語通訳ボランティア、カウンセラー、柔道整復師等）の派遣に関しては、医師会、県支援本部等と協議のうえ、<u>援護班</u>および仮設住宅・建築班が受入れを行い、必要な場所に派遣する。</p>	<p>第2 計画内容</p> <p>1 ボランティア活動支援体制</p> <p>(3) ボランティア拠点の設置</p> <p>多数のボランティアを必要とする場合は、<u>前線基地または</u>広域避難所等の防災拠点の一部をボランティア拠点として提供する。</p> <p>(略)</p> <p>2 ボランティア活動実施体制</p> <p>(1) ボランティアの種類</p> <p>ア 専門ボランティア</p> <p>医師、建築士等専門技術を有するボランティア（被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、外国語通訳ボランティア、カウンセラー、柔道整復師等）の派遣に関しては、医師会、県支援本部等と協議のうえ、<u>救援班</u>および仮設住宅・建築班が受入れを行い、必要な場所に派遣する。</p>	<p>部の再編成による</p>
157	<p>第17章 避難行動要支援者(災害時要援護者)対策計画</p> <p>第2 要支援者応急対策</p> <p>2 応急対策の内容</p> <p>(9) 避難所における男女のニーズの違い、多様な性的指向や<u>ジェンダーアイデンティティ</u>に配慮した介護</p>	<p>第17章 避難行動要支援者(災害時要援護者)対策計画</p> <p>第2 要支援者応急対策</p> <p>2 応急対策の内容</p> <p>(9) 避難所における男女のニーズの違い、多様な性的指向や<u>性自認</u>に配慮した介護</p>	<p>県計画と整合性をはかるため</p>

地域防災計画 震災対策編 新旧対照表

第5部 災害復旧計画

頁	修正後内容	旧内容	理由等
174	<p>第5章 被災者への支援計画</p> <p>[総務部調査班、救援部<u>援護班</u>、日本郵政株式会社、<u>NTT 西日本株式会社</u>]</p> <p>4 郵政関係保護</p> <p>(2) 電報、電話関係</p> <p>被害地の郵便局において取り扱う被災者の利用する災害関係電報電話については、<u>NTT 西日本(株)</u>と連絡のうえ、通信の通確保等について万全の措置を実施する。</p>	<p>第5章 被災者への支援計画</p> <p>[総務部調査班、救援部<u>救援班</u>、日本郵政株式会社、<u>西日本電信電話株式会社</u>]</p> <p>4 郵政関係保護</p> <p>(2) 電報、電話関係</p> <p>被害地の郵便局において取り扱う被災者の利用する災害関係電報電話については、<u>西日本電信電話(株)</u>と連絡のうえ、通信の通確保等について万全の措置を実施する。</p>	<p>救援部の再編成、【NTT 西日本(株)】組織改編による修正</p>